

東京ビル政連（戸隆男理事長）は昨年9月3日に、都議会自民党・民主党・公明党を通じて東京都への要望活動を行い、「東京都所有の建築物の維持管理に関する要望書」を提出し、その内容と業界の事情を説明しました（本紙11月22日号10月31日号既報）。この「要望書」に対する東京都の回答が、当政連に寄せられました。この回答は、3党が要望事項を担当する各部署に、その対応の現状について質して得た回答を取りまとめたものです。今回の要望の内容は、「重点要望事項」として①総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充②契約内容の履行確保と不適合業者の排除、「要望事項」として③23年度予算措置④適正な予算価格の設定⑤障害者雇用の促進⑥事前の使用説明会の開催による透明性の確保⑦電子入札の適正化⑧指定管理者制度の運用の改善⑨でした。都の回答は次のような内容でした（カッコ内とゴシック活字は当政連の要望内容です）。

重点要望項目

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（7）電子入札の適正化

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（7）電子入札の適正化

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（7）電子入札の適正化

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（7）電子入札の適正化

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（7）電子入札の適正化

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（7）電子入札の適正化

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（7）電子入札の適正化

「東京都所有の建築物の維持管理に関する要望」への東京都の回答

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定



昨年9月3日に行った東京都への要望活動（上・自民党、下・民主党）

（1）総合評価制度及び長期継続契約制度の拡充に関する事

（2）契約内容の履行確保と不適合業者の排除に関する事

（3）23年度予算措置

（4）適正な予算価格の設定

（5）障害者雇用の促進

（6）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（7）電子入札の適正化

要望事項

（1）都が所有する建築物は、高度経済成長期と平成2年から平成8年までに集中的に整備されているため、今後これらが一斉に更新時期を迎えることになり...

（2）最低制限価格の設定と履行評価制度の効果的な実施

（3）業務委託の履行確保

（4）障害者雇用の促進

（5）事前の使用説明会の開催による透明性の確保

（6）電子入札の適正化

（7）電子入札の適正化に関する事

（3面に続く）

理事等の選出に関する細則

（1）面から続く

3 評議員の選出のため、改選年度毎に現任理事の推薦による評議員選考委員会を設置する。

4 評議員選考委員

5 評議員選考委員会は、選出した評議員の中から理事・監事推薦する理事候補者を、評議員会が承認して理事となる。

（監事の選出）

第3条 連盟規約第20条（監事）に規定する監事については、第2条（理事）の選出と同様に選出する。

（細則の改正）

第4条 本細則の改訂は、評議員会の議を経て行う。

附則 この細則は、総会で承認された日（平成23年5月31日）の翌日から施行する。

2 前条第5項の理